

## 自由民権論の思想構造——「社会を動かす支点」とは—— [レジメ]

渡辺 憲正

### はじめに

自由民権論は民権運動の高揚とともに分岐を生じ、明治十四年の政変（1881）以後、現実において運動が「敗北」とすると同時に、思想的理論的にも「転換」を遂げた。なぜ、このような「転換」が起こったのか。本報告の目的は、この「転換」の内容と根拠を——天賦人権論、立憲政体論、対外関係論（国権拡張論）に即して——思想的に把握することである。それは、今日において「社会を動かす支点」とは何かを考えるヒントになるだろう。

### 1. 自由民権論の「転換」 1——天賦人権論

#### 1-1. 加藤弘之の「転換」（参照点として）

1) 加藤弘之は初期の『立憲政体略』（1868）や『真政大意』（1870）『国体新論』（1875）において、立憲政体下にある臣民の権利を、天賦人権と「いわゆる得有の権利」（以上「私権」）と「国事に参預する権利」（「公権」）とに分けて、天賦人権論を論じた。

2) 『人権新説』（1882）になると自説を覆し、進化主義の実理にしたがって、「自由自治・平等均一の権利を固有せりとなせる天賦人権主義」を「妄想」として排撃した。問題は、人権が「天賦」であり、「奪うをえざるもの」とされる、権利の性格にあった。天賦人権は実存せず、実存するのは得有の（獲得された）権利のみ。こうして天賦人権と得有の権利が対立させられ、これまで天賦人権とされた自由権などはすべて、優勝劣敗の作用の結果として生ずる進化により獲得したものとされた。

3) 加藤は権利を否定するのではない。むしろ得有の権利はこれを認め、優勝劣敗の原理によって得有の権利がなぜ近代に成立したかを説明するために、改めて歴史を遡る。第 1 段階の「野蛮世界」に天賦人権が存在しないことを論じた。この世界では、「純乎たる天然の生存競争」が作用し、したがって、天賦人権などありえようはずもない。これに対して「世道やや開明に」赴く第 2 段階では、最大優者がついには邦国の体裁を立つようになる。ここに世道の開明より生ずる「精神力上の優勝劣敗」が現れ、はじめて権利が生ずる。第 3 段階は、文明の段階である。ここでは、「精神力上の優勝劣敗」のうちに「良正なる優勝劣敗」が現れ、近代の「上等平民」が「自由自治」の権利を創始したとされる。

「この種族〔今日の上等平民〕は中古の封建割拠を壊り、貴族・僧徒の擅恣抑圧を制し、人民の自由自治を創始し、邦国の秩序を保護し、進歩を誘導し、社会の徳義品行を矯正し、学芸・農工商業を振興せしものなれば、欧州今日の開明はけだし多くはこの種族の賜なりというべく……」

4) 問題は、天賦という性格を否定し優勝劣敗を歴史的原理に高めたときに、権利を「今日の上等平民」すなわち近代ブルジョア的市民の権利に階級的に限定したことにある。加藤の「転換」は、近代的人権がもつ本来の次元から離反したことを意味しない。

## 1-2. 植木枝盛『天賦人權弁』

1) 植木は『民権自由論』(1879)などにおいて自由の権利を天賦人權として称揚した。自由は、「自然の自由」と「社会の自由」に分かたれる。前者は「天然無限の自由」。これが天賦とされる。後者は「交際上の自由」ともいわれ、私事上の自由権(身命保全の自由権、人生自由の権利、財産自由の権利)と公事上の自由権(政事に参与する権等)がある。

2) 植木は『天賦人權弁』(1883)において加藤『人權新説』を反駁した。第1に、天賦人權は「天然の人權」であり、「国家ありて後にその法律の上に生じたるもの」とは異なること。第2に、優勝劣敗は「必ず自由同権に帰着すべきなり」ということ。

「蓋し斯の如くに世界人類の漸くに自由同権に傾向するものは何ぞや。それ詢に天理民彝の漸く行わるる所以にはあらずや。……初めより之れを優勝劣敗と云うものならんには、優勝劣敗は必ず自由同権に帰着すべきなり」

3) 植木は進化説を否定せず、優勝劣敗がこの世界に存在することを認める。しかし、加藤は優勝劣敗の天則を説く一方で、「自由同権」の進化を認めるのであり、そうであるならば、このことは優勝劣敗に反するものではなく、かえってその帰結であるというのが、植木の批判である。

4) 植木は、「自由同権の説」を近代の文明が獲得した結果として確認する。自由同権の説は天賦人權説ではない。植木も認めるように、近世の文明が「漸く同権の趣を為し」た結果である。結局は植木も、加藤と同じ自由同権の説を唱えるに至り、天賦人權説を——撤回はしていないが——本質的に転換せしめたと見なければならぬ。

## 1-3. 馬場辰猪の人權新説駁論

1) 細かな論点は措くとして、馬場辰猪『天賦人權論』(1883)も権利の始生および進歩について論じ、進化主義に立って「法律上の権利」の伸暢を主張した。つまり馬場も進化主義を否定せず、むしろ天賦人權に基づいて、人間が進化し、自由平等の権利(法律上の権利)を実現していく傾向を認め、これを優勝劣敗の法則として肯定した。

「元來人間の自然に進化して権利の平等を熱望し自由権利の伸暢を企図する場合に臨めば政府は必ず其の社会の風潮に従うて転化せざるを得ず。是れ則ち優勝劣敗生存競争の法則なり」

2) 進化主義において論じられる権利は「法律上の権利」とされる。加藤がイェーリングの権利競争論によって権利の始生を論じたのに対して、馬場は、イェーリングが「権利は競争に因て進歩する所以」を論じたのも、「古來より人類の相競争して其権利を請求したるに由り、法律上の権利を伸暢せしことを説きしもの」であり、法律上の権利は自然法に基づいて伸暢すべきものととらえられると主張した。

## 1-4. 小括

天賦人權説は、人權を天賦のものとするかぎり、整合性をもたず、分解を遂げた。加藤は言うまでもないが、植木にせよ馬場にせよ、天賦人權説は、歴史と社会を超えて成り立つ「天賦のもの」として人權を設定するときに、現実の権利請求の根拠にすることはできない。結局、天賦人權説を擁護した植木らも、理論としては近代ブルジョア的権利論、「自由同権」ないし「自由自治」の説に転換せざるをえなかったということである。ここには啓蒙主義特有の思想的問題性が内在している(第5節を参照)。

## 2. 自由民権論の「転換」2——立憲政体論

自由民権論の第2の柱は、立憲政体論である。自由民権論者は、国権伸張のために民権を基礎にすべきことを主張し、それを実現する立憲政体を志向した。それは、国民主権、代議制、三権分立等の共通項をもちながら、立憲君主政体（君民共治）から共和政体ないし民主政体まで分岐を見せ、さらには、無政府、革命までも孕んだ構想を生み出した。だが、1881年以後のいわゆる主権論争を経て、最終的にはある種の「転換」を遂げた。

### 2-1. 加藤弘之の政体論における転換（参照点として）

1) 加藤は『眞政大意』および『国体新論』において、第1に国家を「人の天性とおよび国家政府の起る所以の天理」に基づいて構成し、「治国の本意」を「安民」に定めた。人の天性は、「不羈自立を欲する情」（→権利の基礎）と「自己の本分を尽くして人の不羈自立を尊重する心」（→義務の基礎）。2つの「天性」はつねに調和的に行われるわけではない→これを統一合同する者が必要（天理）。国家・政府は、この自然の道理（天理）が、「第一の根元となりて出来たもの」。加藤は、人の天性と天理とに基づいて国家・政府の成立を説き、国家においては人民の安寧幸福が目的として定められると論じ、ここに「国家の大趣旨」たる「国体」があるとした。「旧来の陋劣野鄙なる国体」の廃滅と「公明正大なる国体」の実現。第2に、上記国体論により憲法を立て、人民の「生命と権利とおよび所有」の3つを始終保護する立憲政体を提起した。ここから君主政府の権利・義務と人民の権利・義務を導き、人民の抵抗権すらも「義務」として明確に認めた。第3に、国体論と区別して、立憲君主政体か共和政体かの政体論を提起し、三権分立、二院制などから成る立憲君主政体を提起した。君主政体と共和政体は「ともに良正善美の政体と称すべきもの」。

2) 加藤は『人権新説』刊行にあたり、『眞政大意』および『国体新論』を絶版に付した。この「転換」は何を意味するのか。第1は、優勝劣敗を原理として、最大優者が人民に賦与したものとして権利を把握したとき、加藤はそれを歴史的階級的に相対化し、主権在民から後退したということである。第2は、加藤が政体論においても、共和政体を否認し、天皇制を受容したということである。「転換」は、立憲政体を君主政体に限定し、さらには君主専治に接近させたところにある。

### 2-2. 植木枝盛の立憲政体論

1) 植木は『立憲政体弁』（1880）などにおいて、第1に、天賦人権論を前提として、国家が「民権自由を張らざるべからざる事」を主張した。民権自由はこの意味で国権の土台かつ目的をなす。事実上の人民主権を唱えた。

「民権を張らざれば国権を張り独立を保つ能わず」

第2に、憲法を「国の大綱」として立て、これによって人民の安全と隆盛を果たすべきとした。第3に、政体論では、立憲君主政体ないし共和政体を構想した。

2) 植木は1881年に、立志社草案として、3つの草案と浄書された「日本国々憲案」（以下、国憲案）を起草している。草案では、「日本人民が日本国を立つるは法度を作りて各其自由権利を保護せんが為」とする設立主体・目的の規定や人民主権の規定が存在した。

「日本国の最上権は日本全民に属す」

しかし国憲案は、これらの規定を消失せしめ、日本人民が政治に関わる権利を立法権（しかも制限選挙に基づく）に限定した。

「日本連邦に関する立法の権は日本連邦人民全体に属す」

また、「皇帝及び皇族摂政」の規定を明示し、天皇主権に接近した。草案でも植木は、事実上主権を分割し、君民に分有させる傾向を示していたが、国憲案では、立法権について日本皇帝に人民と同等の権限を認め、万世一系の天皇国体論を明確にした。

「日本国皇帝の位は今上天皇睦仁陛下に属す」

「今上天皇陛下位を去れば陛下の正統子孫に伝う」

3) 1881年から82年にかけて主権論争が起こった。植木は『国家主権論』（1882）で、第1に、国憲草案で「日本全民に属す」としていた最上権＝主権をいまや「国家に属す」と規定し、国家を理論的にも人民から遊離させて実体化した。第2に、政体論における後退。専制君主政体と立憲君主政体と共和政体とは本来基本的差異を生じないとした。

### 2-3. 小野梓の立憲政体論

1) 小野梓は、欧米留学から帰国した1874年以降、ベンサム功利主義などに依りながら人間の権利を論じ、君民共治を説いた。

2) 小野は『国憲論綱』（1876）において、「国憲」とは国家の大本をなす「政法」であり、「主治者の職分権理を明示し、其暴政非治を防禦し、被治者の安堵を謀る者」とした。小野によれば、国憲設立の大旨は「最多衆の最大安楽を謀るに在り」。これは「社会一般の真利を謀る」と言い換えられる。真利とは「人生の四大事」たる活度（生存）・富周・安固・平等を「做得来的の高度に全する」ことにある（ただし、四大事には軽重がある）。これこそ「政治の大要」である。小野は、「最多衆の最大福祉」の目的から、英米の代議政体のみが「能く社会一般の利益を謀るに足り」る「最良の政体」とした。四大政権説による。ただし、万世不易の帝王をいただく「我豊葦原の大法」が前提。→小野の君民共治論。そしてやはり1881年を境に、万世一系の国体護持を明確にするなどの「転換」を遂げる。

3) 『国憲汎論』（1882-85）は『国憲論綱』を引き継ぎ、国憲論を「集大成」したもの。しかし同時に、『国憲汎論』には、『国憲論綱』とは本質的に異なる要素が存在する。それは、君民同治論の変質として現れる。第1に『国憲汎論』は、君民同治を皇統一系万世不易の「我豊葦原の大法」として措定し、帝室の威厳を鞏固ならしめることに国憲設立の趣旨を定めた。第2に主権の所在について天皇主権を明確にした。

「[天皇が] 一国最上の位地を占め、万民に代わり此大日本帝国を保有するの全権に当らせ給う」

第3に『国権汎論』は、民人の自主（自由）を詳細に論じながら、「民人」から天皇を除外し、それによって民人の権利を限定した。第4に政権論について、小野は引き続き四大政権説を採ったが、主権の変容にしたがって、それぞれを変異させた。

### 2-4. 小括

自由民権論は1881年以降「転換」を遂げた。それは、以上から、国民主権論から天皇主権論への妥協ないし接近、立憲政体論から君主政体論への後退ないし立憲政体論の形骸化、として現れた、と総括することができる。民権そのものは国家の構成原理を内在させておらず、国家を理論的にも諸個人から自立化させる弱点を抱えたのではないか。

### 3. 自由民権論の「転換」3——対外関係論（国権拡張論）

対外関係論の基本は明確である。それは、各国家の対等性と主権を認め、対外侵略を否定する、という「国権論」である。このことは、思想家によって異なるというレベルのものではない。しかし、対外関係領域は、自由民権論の隘路であり、1880年代以降は全体として富国強兵と東洋経略、アジア雄張という国権拡張論に「転換」した。

#### 3-1. 福沢諭吉の国権拡張論（参照点として）

1) 初期福沢の国権論は、近代の権利（権理通義）論の立場に立つ。そしてそれを国家間関係にも拡大して諸国家の権義（権理通義）における対等性を論じ、いかなる国家も他国の権義を侵す道理はなく、万国公法に基づく国家間の交わりこそ肝要とした。→「一身独立して一国独立する」（『学問のすすめ』1872-76）。

2) 福沢は『時事小言』（1881）において注目すべき2つの区別を行っている。すなわち、第1は天然の自由民権論と人為の国権論との区別であり、第2は万国交際における正道と権道との区別、である。福沢はこの時点で、万国公法そのものがダブル・スタンダードであることを洞察し、国権拡張論へと転換した。

「内国の政治既に基礎を固くして安寧頼む可き場合に至れば、眼を海外に転じて国権を振起するの方略なかる可らず。我が畢生の目的は唯この一点に在るのみ」

#### 3-2. 植木枝盛の国権拡張論

1) 植木枝盛は「世界大野蛮論」（1880）において、先進国による植民、戦争、植民地化＝奴隷化を「世界の大野蛮」として告発した。この議論は、生存の権利と国家独立の権利を認めるという、今日の文明の水準を前提としたもの。

2) 『無上政法論』（1881）では、各国家の主権の対等性と独立性を原則として、国家間関係を構想した。「右の如き宇内の暴乱を救正し世界の治平を致すべきものは万国共議政府を設け宇内無上憲法を立つるに在り」。この論理は「今日に在て国家を建つる」論理と同一。

「民権は国権あって然後安く、国権鞏固ならざれば則民権もまた安きこと能わざるなり。而して国権は無上政法あって然後安く、無上政法あらざれば則危きことを免かれざるなり」

3) 『自由新聞』論説「内外の緩急」（1884.8）と「国権拡張論」（1884.9）。前者は「殖産興業」等の内事（貿易）優先→国権拡張・宇内雄飛。後者は「海外植民事業の計画」を提起。亜細亜の先進たる日本が「亜州を興起する」ために文明化あるいは貿易の奨励。

4) 1887年には「支那」の朝鮮支配を「亜細亜の大患」とし、朝鮮の植民地化を語った。

「我日本人にて商権を朝鮮に伸ばし、実際の上にては鶏林八道を日本の植民地と為すほどにまでいたらしむるを望むべけれ」（『土陽新聞』1887.11）

#### 3-3. 小野梓の国権拡張論

1) 小野梓が帰国後の1874年以後に採った対外関係論の立場は、万国対峙である。

「其〔廟堂の諸賢の〕意実到我邦をして万国に対峙し毫も愧る所なからしめんとするに在るのみ」  
（「共存同衆条例」1874）

小野はすでに、万国公法の見極めを付けている。たとえば「国民蓋思之」（1875）は、万

国公法を「素より恃て以て自から護るべき者に非る」ものとした。小野がこの時点でベトナムを受容しながら、その国際関係論を退けているのは、万国公法が恃むに足らず、また日本が万国公法の埒外にあるとの認識ゆえである。万国公法は「力の権衡有て」維持されているのであるから、何よりバランス・オブ・パワーが求められることになる。

2) 「論外交」(1882)以後、小野は東洋に対する外交政略を論じた。ここには、いくつかの前提がある。第1は「東洋文明の先導者」たる日本の自負。第2は「貧弱なる朝鮮」という評価。第3は外交関係において「東洋の大局」が最高の判断基準。

「日・韓・清は共同して其関係を正し、朝鮮を以て独立国と為すも、之を以て半独立国と為すも、一に皆な東洋の大局に利便あるの要に於て之を決すべし」

3) 「立憲改進黨趣意書」(1882)は、「王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事」と並んで、「内治の改良を主とし国権の拡張に及ぼす事」および「外国に対し勉めて政略上の交渉を薄く通商の関係を厚くする事」を提起した。

### 3-4. 中江兆民の国権拡張論

1) 中江兆民は「論外交」(『自由新聞』1882.8)において、富国と強兵とは相容れないことを主張し、外交に基づく「小国主義」を唱えたとされる。しかし、それは必ずしも「小国主義」とは評せない文明論に基づくもの。第1に、文明化を図るべきこと、富国と強兵の相容れないことを主張しながら、軍備を否定していない。

「政をなす者は必ず兵を蓄え武を講じて以て備うる所あらざるべからず」

第2に、文明開化を果たした欧州諸国の隣国交際について、強い不審を表明し、万国公法をも退けた。バランス・オブ・パワーを前提に列強の侵略に反対していない。第3に、道義を以て、「威力に憑藉してその私慾を逞くすることを求むる所以」を超えようとするが、日本をすでに「先進の国民」に分類して、「愚昧の民」を導くべき使命を語った。

2) 『三酔人経綸問答』(1887)の主要論点——文明論ないし進化論、日本の対外方策、防衛論——について三者の共通項を抽出する。第1に文明化ないし進化を認め、立憲化(あるいは民主化)および富裕化という方向で文明化を図ろうとする構えは、異なるところがない。第2に、日本が「後進なる一小邦」であり、世界がパワー・ポリティクス、西洋列強による侵略・植民地化の下に晒されているという現状認識、日本が上記の文明化(学術と貨財にもとづく)を図るべきであるという課題設定で一致。第3に、日本の戦時防衛について、防衛権を認めるかぎり——かつ具体的な防衛策の無さにおいても——共通。紳士君・豪傑君の対外方策は現実性がない。南海先生は、日本が工業を興し、市場を開拓して富を蓄積していく路線を提起しえた。ここに中江の設定する戦略はほぼ顕現している。

3) 中江の国権拡張論は、『国会論』(1888)以後判然。戦略は、国会開設+大工業化(政府の保護干渉)+強兵→国権拡張→文明国の列への加入。『一年有半』(1901)も同じ。

「政府たる者真の政府と為り人民たる者真の人民と為り正理既に伸び公道既に張るに於ては、農工商賈の業、文芸學術の道も亦従うて進闡すること言を待たざる者有り、是れ正さに国会を創設するより生ずる利益に係る趣意なり、正理先ず立ちて利益これに従うは事勢の然らしむる所なり、夫れ然る後国以て富ます可く兵以て強くす可く国権以て張る可くして、全国人民愛国忠民の志油然而起り……、茲に於て第十九世紀文明国の列に加入することを得ん」(『国会論』1888.11)  
「境外と雖も事勢上自国の一部分と見做さざるを獲ざること有り」(「難儀なる国是」1891.4)

## 4. 「転換」の思想的根拠 1

以上の「転換」は、いかなる根拠によって生じたものであるのか。思想には思想の論理＝原理があり、「転換」にも内在的要因がなければならない。そもそも自由民権論はそれ自体が西洋文明史観の受容の上に成り立っていたのであり、したがって西洋文明史観自体の問題性をも抱え込むのは不可避であった。本質的な問題は、果たして西洋文明史観の原則そのものが正当であったのか、にある。

### 4-1. ロックの「文明と野蛮」図式

1) ロック『市民政府論』(1690)の自然状態論。自然状態は、自然法が支配する「完全に自由な状態」であるとされる。それゆえ、それは「自然状態＝平和状態」であるかに理解されてきたが、そうではない。他人の自然権を犯す者は、いまや自然法をも犯し、「全人類に対する戦争を宣した」のだから、ライオンやトラと同じように「破壊されて構わない」とされる。このことは、既遂の場合に限らず、権利侵害の脅威を与えるだけの未遂の場合も妥当する。かくて権利侵害の既遂も未遂も恒常的な「戦争状態」を引き起こす。

2) 土地所有権論。ロックは、周知のように、各個人の自然権（自己保存＝生存の権利）によって所有権を基礎づけた。この「労働による自己所有[権]」テーゼは、無主地の領有という新たな権利侵害を正当化する。

3) 社会契約に基づく立憲政体論および三権分立論。この社会契約論的構成にこそロック思想の核心がある。自然状態から社会状態へと転換すべき根拠は「安全」にある。人民の安全を目的として、社会状態を立憲政体に基づく「共同体」として構成するところに基本があった。立憲政体下での法的統治こそ文明の文明たる所以をなす。このことが、文明以前の社会を「野蛮」として定立する根拠となる。→「文明と野蛮」図式。

4) 国家間の「自然状態」論。ここにおいて生じるのは戦争と征服である。肝要なのは、自然権の侵害と侵略を認めないこと、である。だが、侵略と権利侵害の既遂だけでなく、未遂の脅威もまた正しい戦争を正当化する理由になる。いかなる理由（敵国の軍備増強、陰謀、野蛮等）も戦争を正当化するものに転化する。

### 4-2. ベンサムの功利主義と国際法論

1) ベンサムは『道徳および立法の原理序説』(1780)において、功利主義原理に立って国家の秩序形成を論じた。功利主義の原理は、苦痛と快樂の支配を承認することであり、その思想体系の目的は、理性および法的手段により至福の構造を作り出すことにある。至福／幸福とは、快樂、善、利益（快樂の総計）を実現すること、または、苦痛、害悪、危害を防止すること。功利性の原理は「最大幸福または最大至福の原理」とも規定される。それは、道徳と立法・統治によって実現されるべきもの。ベンサムの支配者的視点。

「当該の利害をもつ当事者すべての最大幸福を、人間の行動(action)の、すなわちあらゆる状況における人間の行動の、とりわけ統治諸権力を行使する1人または1組の官職者の行動の、正しく適切な目的、しかも唯一正しく適切であり、普遍的に望ましい目的と見なす原理」

2) ベンサムによれば、政府の統治は、権利の獲得が多く、犠牲が少ないのに比例して完成される。ベンサムは幸福という目的を分けて、4つの「副次的目的」を設定する。生存、

豊富、平等、安全、である。安全は立法において最も重要な目的。

3) ベンサムは『国際法』(1786-89)でも功利主義の立場から、すべてのネーションが相互に侵害を行わないこと、相互に最大の善／便益を受けること、等の功利一般を目的として、戦争による害悪の最小化、英仏植民地の解放、軍備縮小、国際司法裁判所の設置等を論じている。だが、それはあくまで英仏の利害から世界支配を構想するもの。ベンサムは——大英帝国の転換期に——A・スミスの自由放任主義に従う。

#### 4-3. スпенサーの社会進化論

1) スペンサーの『社会静学』(1851→邦訳『社会平権論』1881)には、たとえば『第一原理』(1862)に示される明確な社会進化論は現れない。ただし、進化論的視座は明白。前社会的な savage 段階から文明段階への進歩が、「完全な人間」を実現する「偉大な計画」の歴史的過程として描かれた。文明は、先行段階に優位する。

「完全な幸福という偉大な計画を実現する諸勢力は、妨げになるような人類の部分を除く」

2) スペンサーは『第一原理』などを通して社会進化論を形成した。ここでは『第一原理』による進化論の定義は割愛するが、いまや歴史が、統合作用と分化作用(異質性の増大)の視点から、優勝劣敗、最適者生存の過程として把握される。

3) 『政治制度論』(1882→邦訳『政法哲学』1884-85)では、社会進化は協同の形態によって3段階が区別される。第1は自生的協同、第2は強制的協同、第3は自由意思的協同。そして、それぞれに、原始的社会、軍事型社会、産業型社会が歴史的に照応させられる。自生的協同は、savage 段階に照応する。この組織されていない諸集団間の生存競争の過程において、相互に併合しあう闘争が始まる。より大きな、よく組織された部族が近隣諸部族を征服し、編入するようになり、後者が複合的全体の諸部分を形成するに至る。→軍事的協同と集権型社会。これは、barbarous 段階以後、絶対王政期の専制政治までを包括。自由意思的協同は、商工業(等価交換と契約)の発達、市民的政府および国民国家の成立後に展望される civilized 段階のものである。それが成り立つ社会こそ産業型社会であり、この社会が軍事型社会に取って代わるとされる(スペンサーも本質的にA・スミスに従う)。

「生命、自由、所有が安全であり、すべての利害が正当に見なされる社会は、そうでない社会よりも栄えるに違いない」

4) 生存競争において近代文明は非近代文明に勝利を収める。スペンサーはこの意味で、文明と非文明の闘争を描き、文明の勝利を予告したと言いうる。社会進化論は必ずしも無慈悲な優勝劣敗を意味するものではなく、むしろ——パックス・ブリタニカの時代に——「平和と個人の自由」を実現する「純粹の産業型社会」を展望する理論であったが、文明の最先進ネーションが「非近代文明」を制覇することに反対するものではなかった。

#### 4-4. 文明のダブル・スタンダード

文明は、スペンサーの社会進化論に示されるように、すべての「非近代文明」を近代文明と対立させて、軍事型をも共存させる近代文明が勝利を収めること(優勝劣敗)を展望した。それは、普遍的富と法的統治の実現を基準に、それ以外の世界を法域外におき、文明化の名の下に侵略と植民地化を正当化するダブル・スタンダードの言説を備えた。ベンサムやスペンサーが、それを超える言説を形成できたわけではない。

## 5. 「転換」の思想的根拠2

### 5-1. 天賦人権論に関する考察

1) 第1節小括で示したように、天賦人権論は、人権を天賦のものとするかぎり、整合性をもたず、分解を遂げた。では、なぜこのような分解を遂げたのか。ここには、天賦人権論の基礎にある啓蒙主義特有の困難と社会進化論の限界が存在している。

2) 啓蒙主義の限界を2点指摘する。第1に、人権をすべての人間に「天賦のもの」として設定したときに、現実には存在する不自由や不平等を、つまり、生まれつき自由かつ平等である各個人がなぜ現実には不自由や不平等であるのかを、啓蒙主義は原理から説明できない。第2に、天賦人権という原理と現実を分け、原理の妥当性を擁護しえたとしても、現実には——原理が妥当しているにもかかわらず——不自由や不平等がある以上、もはや原理は、現実を変える根拠になりえない。現実は、原理にもかかわらず不自由／不平等であるのではなく、原理ゆえに不自由／不平等であるはずである。それゆえ、いかに原理を現実と区別し、原理を根拠に現実を批判しても、無効と言わざるをえない。

3) 社会進化論は権利論にも独特な性格を与えることになった。何よりも権利は、天則たる優勝劣敗の結果として把握された。それは結局のところ、「同権自由」の説あるいは「自由自治」の説というブルジョア的理論に行き着いたのである。権利は普遍性を喪失する。

### 5-2. 国家の自立と天皇制

1) 自由民権論の転換は第2に、国民主権論から天皇主権論への妥協ないし接近、立憲政体論から君主政体論への後退ないし立憲政体論の形骸化、として現れた。なぜ、以上の「転換」は生じたのか。ここには、自由民権論の理論構成がもつ本来的弱点が内在していたと考えられる。

2) それは、「民権そのものは国家の構成原理ないし統合原理を内在させない」ということである。民権（人民の権利自由）は本来、各個人において所有権、自由権等——私的権利——として措定されるかぎりにおいて、国権——国家権力——とは相対的に区別される概念である。それは、政治的な権利請求の基礎になったとしても、本来的には各個人に定位して私的圏域に関わるのである。自由民権論は、民権の主体たる人民を土台として、人民自身が国家を構成するという過程を擬制することによって、主権在民と立憲政体を主張することができた。たしかに、もし人民が主導的に国家を構成し、かつ政体に関わる——この場合の政体は共和政体であろう——のであれば、この主張も一貫性を保持できる。しかし、民権は本来、国家を構成する統合原理をもっていない。いかにして民権は国家的普遍性を構成しうるのであろうか。ここに、民権とは区別される国権を、民権から内在的に構成すべき課題が生じる。

3) しかし、自由民権論はこの課題を果たし得なかった。自由民権論はこの社会＝国家の構成を果たすために、民権とは異なる支配統合の次元を、外的に、つまり法的強制力によって——支配者的立場に視座を移して——設定した。そして、それを設定するとき、当初は「君民共治」として、国権が民権に基づいて政治を行うように構成した。しかし、この国権は本質において民権から自立した存在であった。君民共治とは、民権と国権をそれぞれ自立した存在として認め、国権が民権を目的とすることを前提するところに成立する。

肝心なのは、国権の自立である（明治期に国家は、民権が国家を構想する前にすでに事実として存在していた）。それゆえ自由民権論はつねに、各々が自立している民権と国権をいかに接合するかという課題を迫られた。自由民権論は、この両視座に分岐し、動揺する。この結末は、天皇を戴いてここに主権を委ねる国権論を成立させることであった。

### 5-3. 対外関係論の限界

1) 自由民権論が、国権を十分に構成できなかったとしたら、国家間関係を構成できないのはさらに必然である。諸個人間関係を規制する原理は、道徳か法的統治であった。つまり諸個人の上位に権威ないし権力を設定して、これによって規制するのが基本であった。だが、世界規模では、このような上位の権威・権力は存在しない。少なくとも世界政府は存在しない、というのが、当時の共通の認識であった。存在したのは、国際法（万国公法）のみ。これも上位の権力が不在とあっては、その効力は曖昧になる。もし国際法もヨーロッパ列強の論理にすぎないことが認識されたとなれば、どうであろうか。もはや、各国家の意志を規定する普遍的原理は存在せず、いっそう顕わな国権論、すなわち国権拡張論が出現しても、これを規制する論理はなくなる。じっさい、国際法はヨーロッパ列強の論理にすぎないという認識が、1870年代後半以後には現れ、基本的にバランス・オブ・パワー論に転化した。そして、これらは、スペンサーらの社会進化論——天則としての優勝劣敗——が浸透するにつれてますます確固たるものとなった。

2) 自由民権論が現れた時代は、資本主義が成立し、世界市場が形成された「自由貿易主義」の時代、パックス・ブリタニカ（イギリスの覇権）の時代である。通商を否定する原理は自由主義には存在しない。自由民権論者のうち私的所有と通商を否定しえた者はいない。したがって、論理の赴くところ、戦争を嫌悪するならば商業に行き着くほかはなく、多くが最後にはこの通路を経て「亜細亜雄張」に至った。資本主義成立以前において、日本の文明化を推進しようとしたときに、彼らもまた資本主義（大工業化／市場開拓＝植民地化）に絡め取られ、ネイション形成の論理に巻き込まれる結果に終わった。これを批判できる論理の形成は、資本主義成立以前にはきわめて困難であった。

### 5-4. 「文明と野蛮」図式の拡張

1) 自由民権論の「転換」のいま1つの思想的根拠として、明治期の「文明と野蛮」理解の変質を挙げることができる。明治期の「文明と野蛮」理解は外来のものであるが、当初は未開と野蛮とを明確に区別しえない、きわめて曖昧な理解に基づいていた。それが1875年以後、「半開」とされていた「支那」・朝鮮をも「野蛮」とする理解に変質を遂げた（以上は、渡辺[2013a]と渡辺[2013b]を参照）。

2) 自由民権論も、スペンサー受容などと絡んで、基本的にこの理解を共有した。福沢ほどではないにせよ、非近代文明を「野蛮」として拡張的に理解した。

「亜細亜諸国の政府を視るに大概専制無限〔→野蛮〕の政体にして君主一人国土人民を私有し压制抑擻を惟極め、造化自然の運行に逆いて自由の権利を束縛し」（植木枝盛「極論今政」1877）

「土耳其印度の〔文明段階にある〕人民も亦人なり我れの文物制度果して豊備整齊にして人世の美を為すに足る乎世の蒙昧の民を觀るときは宜しく循々然として之を導いて徐々に夫の文物制度の美を味わわしむ可し此れ固より天の先進の國民に命ずる所の職分なり」（中江兆民「論外交」1882）

## 6. 問題としての近代思想

### 6-1. 自由民権論の考察

- 1) 自由民権論は、啓蒙主義、社会進化論の限界を抱えた。→啓蒙主義批判と社会進化論（「文明と野蛮」図式）批判の課題が提起される。
- 2) 国家（支配統合）次元の自立化と人民主権論からの後退と天皇制受容→天皇制批判と支配統合次元の彫琢の課題。
- 3) バランス・オブ・パワー論への囚われと資本主義批判の不在ないし自由貿易主義の受容→資本主義および「自由貿易主義」への批判と植民地支配／戦争批判との結合。

### 6-2. 近代日本の民主主義論

- 1) 民主主義論が近代以降の日本に明確な形をとって現れたことは、周知の通り、3度ある。言うまでもなく、自由民権運動であり、「大正デモクラシー」であり、戦後民主主義である。しかも、いずれも長期の命脈を保つことができずに「破綻」を遂げている。この理由を問うことは今日の「思想と運動」を考えるのに肝要。
- 2) たとえば吉野作造は次のように述べて、満蒙の門戸開放に関する「民族生存上の絶対必要というに基づく帝国主義的進出」の理由を肯定した。

「われわれは自家の生存のために満州の權益を設定してゐるのか。これがいまわれわれの直面せる緊急問題である。／……日本のごとく土地も狭く資源に恵まれずそのうえ人口のきわめて夥多なる民族は、この権利〔土地および資源に対する平等の獲得〕を許されずしてどうして生きて行けるか。……土地および資源の国際的均分を原則としこれに基づいて占有の過不及を整理せんとする考えは正しいと思う。ことさらこれを日本のような国が主張する場合その特殊な急迫の事情とあわせ考へてすこぶる強く支持せらるべきであるといわねばならぬ」（「民族と階級と戦争」1932）

- 3) 戦後民主主義の諸思想（マルクス主義思想を含む）は、日本の民主化を語ったとしても、アジアに対する戦争加害責任をほとんど問わなかった。講和条約に関しても、民主主義派は民族独立を掲げ全面講和を求めながら、天皇制批判、アジアに対する戦争責任と戦後賠償について考察を深めたとは言えない（渡辺[2013c]を参照）。戦後民主主義思想が基本的に近代自由主義を前提していたこと、自らの思想的基盤への反省が弱体であったことを問題とすべきである。

### 6-3. 今日の課題と思想のあり方

- 1) 安倍政権の戦略は、改憲＋T P P（→構造改革）＋歴史認識総決算→グローバル化時代の国家形成。自民党憲法「改正」草案は、天皇の元首化、国防軍創設、「公の秩序」による国民の権利抑圧、内乱等の「緊急事態」に対する統制などを柱としている。狙いは、国民主権の形骸化ないし天皇主権への回帰、軍事的な制約の廃棄→国防軍＋集团的自衛権発動→戦争、抵抗権・革命権の否定、であろう。
- 2) 新自由主義批判。資本主義は世界規模において権利侵害を内包する。権利侵害の最たるものは、生活の再生産を不能にすることである。しかもそれは、正当な権利行使の結果として正当化される。このダブル・スタンダードは至るところで見られる。思想と運動は再生産次元を基盤とする国際的な抵抗なしに今日的射程をもたないのではないか。

## 主要文献一覧

- 植木枝盛：家永三郎監修[1990-91]『植木枝盛集（全10巻）』岩波書店  
小野梓：早稲田大学大学史編集所編[1978-82]『小野梓全集』（全5巻）早稲田大学出版部  
中江兆民[1983]『中江兆民全集』（全18巻）岩波書店  
西周／加藤弘之：植手通有編 [1972]『日本の名著 34』中央公論社  
福沢諭吉[1969-1971]『福沢諭吉全集（再版）』（全22巻）岩波書店  
加藤周一／ほか編[1988-92]『日本近代思想体系』（全23巻＋別1）岩波書店  
明治文化研究会編[1992-93]『明治文化全集』（復刻版）日本評論社  
山室信一／中野目徹校注[1999]『明六雑誌（上中下）』岩波文庫  
J. Bentham[1838-43], The Works of Jeremy Bentham, ed. by Bowring, Edinburgh  
J. Locke[1970] Two Treatises of Government; 2nd.ed., Cambridge UP(1690)  
H. Spencer [1851], Social statics, London  
H. Spencer [1867], First Principles, 2nd edition, London  
H. Spencer [1882], Political institutions: Part V of the Principles of Sociology, Edinburgh

### 《研究文献一覧》

- 家永三郎[1960]『植木枝盛研究』岩波書店  
出原政雄[1995]『自由民権期の政治思想』法律文化社  
色川大吉[1981]『自由民権』岩波新書  
植手通有[1974]『日本近代思想の形成』岩波書店  
荻原隆[1995]『天賦人権論と功利主義——小野梓の政治思想』新評論  
桑原武夫編[1966]『中江兆民の研究』岩波書店  
小林瑞乃[2008]『中江兆民の国家思想』明石書店  
田村安興 [2004]『ナショナリズムと自由民権』清文堂出版  
遠山茂樹[1985]『自由民権と現代』岩波書店  
挾本佳代[2004]『社会システム論と自然』法政大学出版局  
土方和雄[1958]『中江兆民』東京大学出版会  
牧原憲夫[2006]『民権と憲法』岩波新書  
松尾章一[1990]『増補・改訂 自由民権思想の研究』日本経済評論社  
松永昌三[1970]『中江兆民の思想』青木書店  
松本三之介[1966]『近代日本の政治と人間』創文社  
山下重一[1983]『スペンサーと日本近代』御茶の水書房  
吉田傑俊[2008]『福沢諭吉と中江兆民』大月書店  
米原謙[1986]『日本近代思想と中江兆民』新評論  
米原謙[1989]『兆民とその時代』昭和堂  
渡辺憲正[2013a]「「文明と野蛮」の図式」＝関東学院大学『経済経営研究所年報』35号  
渡辺憲正[2013b]「明治期日本の「文明と野蛮」理解」＝関東学院大学経済学部『経済系』257集  
渡辺憲正[2013c]「「民族問題」と戦後マルクス主義」＝東京唯物論研究会編『戦後マルクス主義の思想』社会評論社